

2015年度（平成27年度）

（2015年4月1日から2016年3月31日まで）

事業報告書（概要）

学校法人 ワタナベ学園

はじめに

このたび、学校法人ワタナベ学園（以下「学園」という。）の2015年度（平成27年度）の事業の実績を報告するにあたり、本稿は、私立学校法の立法趣旨に則り、2015年度（平成27年度）における学園の状況と諸問題点を認識し、今後の課題を示すことにより、学園の現状を整理し、その方向性を示すものであります。

学園は、2019年（平成31年）に法人創立50周年を迎えます。これより前に、1964年（昭和39年）個人立の吉川幼稚園を開園したのがその始まりであります。以来、一貫して地域の幼児教育の発展と幼児教育・社会福祉の分野で人材育成に努めてまいりました。

1 事業の概要

創立50周年を前にして、2015年度（平成27年度）に各幼稚園・認定こども園、専門学校及び学園が行った事業の内容は、以下のとおりとなります。

（1）各幼稚園・認定こども園、専門学校における事業

＜教育に関する事業＞

○ 「子ども・子育て支援新制度」の開始について

2015年度（平成27年度）から子ども・子育て支援新制度が始まり、認定こども園さくらの森は、越谷保育専門学校附属幼稚園及び越谷保育専門学校附属城の上保育園が統合され、単一の施設として幼保連携型認定こども園越谷さくらの森に、また、戸頭幼稚園及び戸頭さくら保育園は、幼保連携型認定こども園戸頭さくらの森となりました。

また、越谷保育専門学校附属みさと団地保育園の設置が認可され、越谷保育専門学校附属みさと団地幼稚園は保育園と統合し、幼保連携型認定こども園みさとさくらの森に移行しました。

これに伴い、組織上認定こども園長並びに幼稚園部門長及び保育園部門長が選任されました。

○ 「子ども・子育て支援新制度」に係る各幼稚園の対応について

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、新制度に移行した幼保連携型認定こども園と移行を予定しない吉川幼稚園、霞ヶ関幼稚園、柏ひがし幼稚園の3園について、今後の新制度への対応（幼稚園又は認定こども園への移行の是非）が検討され

ました。

新制度では、必ずしも認定こども園への移行を前提とするものではありませんが、2015年度（平成27年度）、新制度に移行した認定こども園3園の運営を検証しつつ、膨大な事務量の負担とこれに伴う人件費負担や新制度に移行した場合の在園児・保護者への影響などに鑑み、現行制度（私学助成を受ける学校法人立幼稚園）のもとで運営を継続することの可能性について、教育面及び管理・運営面から、引き続き検討課題とします。

○ 越谷保育専門学校附属みさと団地幼稚園の認定こども園移行計画について

みさと団地幼稚園の認定こども園移行計画の最終工事・段階として、2016年度（平成28年度）以降に予定している幼稚園園舎の新築工事に向けて、新幼稚園舎建設計画と併せて工事期間中に在園児を保育する仮設の幼稚園舎が必要となります。

吉川福祉専門学校が学内移転して、同校舎施設等を活用することについて、建築基準法及び消防法等の確認を終えており、その適合とする判断を受けて、2016年度（平成28年度）中の改修工事に向けて、引き続き、所管である三郷市と折衝を進めております。

○ 幼保連携型認定こども園の利用定員変更及びこれに伴う園則の変更について

子ども・子育て支援新制度における運営は、在園契約の観点から、従来の保護者との直接契約と相違し、保護者の住民税の税額をもとに算出される保護者負担の「利用者負担額」とともに、行政から給付される「施設型給付」によって構成される「公定価格」によります。

施設型給付は、園の認可定員とは別に、行政との協議を踏まえた「利用定員」により給付され、利用定員によって施設型給付のもとになる基本単価が相違することから、園の運営上、実際の園児数と利用定員との調整が必要となります。

また、利用定員の変更も所定の期間を経て、行政への諸手続きを伴うことから、政策上、変更する時期など適正な対応が求められます。

認定こども園3園とも、第3回及び第5回理事会の協議を経て、迅速な対応を努めました。

○ 吉川福祉専門学校の運営改善に向けた具体的な施策について

吉川福祉専門学校の運営改善の具体的な施策は、2か年計画を要し、2016年度（平成28年）4月から、吉川福祉専門学校に校名を変更するとともに、介護福祉科の入学定員を60名から40名に減員することにより、職員定数1名減員し、本校舎の運営機能を臨床実験棟の転用及び介護実習棟に移転・集約するものであります。

さらに、2017年度（平成29年度）から、専任教員数を削減するものであります。

これらの施策は、人件費及び教育研究費の削減を図るものであります。教育環

境の水準を低下するものではなく、厳しい介護福祉士養成施設の現況を直視しつつ、行政が求める介護福祉士養成の在り方を検討し、本校は、養成校の役割に特化することなく、国家試験に必要な講習会等を主催し、地域の介護実習施設との連携と要請を加えながら、引き続き人材の養成に努めるものであります。

学園は、幼児教育・社会福祉の分野で人材育成に努めており、今後、国が推進している「幼保一体化」とともに、「保介一体化論」も見据えて、対応できる体制を維持していきます。

○ 吉川福祉専門学校の「職業実践専門課程」認定について

2015年度（平成27年度）から、越谷保育専門学校が文部科学省から「職業実践専門課程」の認定校となったことに引き続き、吉川福祉専門学校も「職業実践専門課程」を設置するために必要な設定条件を整備して、平成27年2月29日付け、文部科学省から認定を受けて、2016年度（平成28年度）から、認定校となりました。

○ 専門学校の改革と生徒確保に向けた施策について

いわゆる「2018年問題」すなわち、日本の18歳人口が2018年（平成30年）ごろから減り始め、これに伴い2018年（平成30年）以降の大学進学者数は、これ以上大学進学率が伸びないことを前提に18歳人口の減少とともに低下するであろう、という問題であります。

学園の専門学校は、すでに高等学校新卒者ばかりでなく、大学・短期大学卒業予定者、社会人も入学している実績もあり、これは専門学校の入学試験の改革が功を奏しておりますが、一層入学者を確保する観点から、大学・短期大学の専門学校化に対応する施策や広報活動の展開が求められます。

○ 専門学校における委託訓練生の受け入れについて

2015年度（平成27年度）は、埼玉県からの委託訓練生1年生46名（前年度43名）を受け入れました。その内訳は、吉川福祉専門学校介護福祉科（1年生26名、2年生22名）、越谷保育専門学校幼稚園教諭保育士養成学科（1年生20名、2年生16名）、合計84名となります。

<管理運営に関する事業>

○ 子ども・子育て支援新制度の給付費等について

子ども・子育て支援新制度は、その運営原資を公定価格（施設型給付＋利用者負担額）によって賄われており、その点、私立幼稚園の運営原資は保護者が負担する保育料等を基本（自主財源）としつつ、現実的には、私立幼稚園には私学助成が、保護者には就園奨励費補助金が交付され、運営・負担面からすると、政策的に軽減の措置が講じられております。

私立幼稚園及び認定こども園が新制度に移行することにより、行政は、政策立案・実施の観点から、たとえば、現下「保育士確保プラン」の観点から、処遇改善加算等新たな施策が講じられ、学園の認定こども園においても、学園独自の賃金改定とは別に、委員会での議論を踏まえて、合理的な配分基準を策定して、諸規程の改正を経て、賃金改善に努めました。

○ 幼稚園及び幼保連携型認定こども園のホームページの更新について

幼稚園及び幼保連携型認定こども園のホームページを更新して、ホームページの掲載内容を逐次更新できるように改めて、学園内のガイドラインを設けるとともに、運用に関する規程を整備して、幼稚園においては、平成27年10月15日から、幼保連携型認定こども園については、平成28年3月17日から、より適切な情報発信の手段を確立しました。

(2) 学園としての事業

<管理運営に関する事業>

○ 寄附行為及び諸規程の整備状況について

学園を取り巻く社会情勢の変化並びに組織の活性化及び効率化を図るために、就業規則をはじめ諸規程を整備（改正）しました。

2015年度（平成27年度）は、「子ども・子育て支援新制度」の移行に伴う諸規程、諸規則の変更や園則の制定を行い、適切に対応するとともに、新制度のもと、給付費等の賃金改善の取扱いについても規程を変更して、その対応に努めました。

○ 今後の人事・給与制度の方向性について

人事・給与制度の整備は、継続案件であり、審議の過程において、専門的な知識を要する事案であること、また、学園教職員から募って委員会を構成しその協議を踏まえて、方向性を検討することには参画する教職員の負担もあり、まずは、担当部署が問題点を把握して、問題の提起とその方向性を示し、経営改革の一環とすることとなりました。

○ 幼稚園バス運転業務従事者の契約事項の見直しについて

幼稚園バスの運行業務について、新たに人材確保が難しいことから、外部委託先の幼稚園バス従事者の実態を参考にしつつ、幼稚園バス運転業務従事者に限り、一定の要件のもと個別雇用契約に係る雇用上限年齢を変更し、教職員の定年後再雇用に関する規程との整合性を図りました。

○ 地域・社会との連携

「子ども大学よしかわ」は、2010年度（平成22年度）から埼玉県が取り組んでいる事業で、子どもの学ぶ力や生きる力を育むとともに、地域で地域の子どもの育てる仕組みを創るために、埼玉県内の市町村が主宰しております。

吉川市のはじめての取組みに対して、学園は、施設・設備の提供と講師を派遣して、より開かれた学園を構築するとともに、地域、社会との連携を図っております。

<財政基盤の確立>

○ 財政基盤の確立に向けて

学校法人を取り巻く厳しい経営環境が現実味を帯びる中、教育と福祉の分野において、質の高い高等教育機関として人材育成に努め、また、地域の幼児教育の発展に貢献するためには、財政基盤の安定・確立が不可欠の要素であることは言うまでもありません。

学園は、平成26年5月28日開催の第3回理事会において、将来構想実現に向けての資金調達の基本的な考え方を策定しました。

将来構想実現に向けての資金調達の在り方について、将来構想に伴う施設・設備に要する資金の拠出は、将来の学園の収益に貢献しうる投資であると解して、所要の施設・設備に要する資金は、法人本部に別段預金として管理している「将来構想預金」からの学園内のいわば貸付金であると解しております。

計画的に早期に回収することにより将来構想預金の資金確保に寄与するものであるとの考え方にに基づき、将来構想に伴う施設・設備に係る資金の投下と同時に回収（調達）を図るものであります。

幼保連携型認定こども園越谷さくらの森に要した資金は、229,923,993円であり、これまで、60,923,993円（26.49%）を回収しております。

幼保連携型認定こども園戸頭さくらの森に要した資金は、69,267,783円であり、すでに全額を回収しております。

幼保連携型認定こども園みさとさくらの森の保育園棟建設に要した資金は、295,719,312円であり、これまで、129,719,312円（43.86%）を回収しております。

○ 資産運用計画について

満期償還を迎えた公債について、今後の資金需要を勘案して、2015年（平成27年）6月から、2か年の期間（2017年6月）を限定して、低金利の状況ではありますが、147,000,000円の資金を運用するために、横浜市債をはじめ地方債を購入しました。なお、予定する運用収益は、合計590,631円です。

また、新規に埼玉県債（彩の国みらい債）20,000,000円（5年償還：年利0.16%）を購入して、資産運用に努めております。なお、予定する運用収益は、合計160,000円です。

(3) 施設等の状況

○ 施設の充実と教育環境整備状況について

主な施設設備の整備状況は、財務の概要において記載したとおりであります。

基本的な考え方は、従来の方針のとおり、工事の緊急性や、通常の教育活動に支障のない工期日程、予算制度との調整を図り、資金需要を勘案しながら、必要な改修工事を行い、学園の教育事業に寄与するように教育環境の整備に努めました。

(4) 「子ども・子育て支援新制度」の課題

改めて、2015年度（平成27年度）決算書及び事業報告書に記載されている数値は、過去の事実を数値で表したものであります。

過去の事実を踏まえて現在の見方や価値観で批評をしたりして、評価をすることは、これからの法人運営において、積極的な施策を展開するうえで、むしろ消極的な施策（不作為）に傾きやしないかを憂慮します。

むしろ、数値に表された過去の事実を厳粛に受けとめて、時代認識とも相まって、これからの法人運営の手がかりとすべきであり、その意味で、決算の数値は相互に関連しておりますが、数値を絶対的なものであると理解することは得策でなく、また、絶対に正しいとも、絶対に間違っているとも評価をすることは、本事業報告書の趣旨に反するものであります。

その意味で、繰り返し学園の経営改革は、発展途上であります。

2015年度（平成27年度）事業の報告において、特筆する事項は「子ども・子育て支援新制度」における幼保連携型認定こども園の運営についての検証であります。

○ 「子ども・子育て支援新制度」における幼保連携型認定こども園の運営と課題について

2015年度（平成27年度）から始まった「子ども・子育て支援新制度」のもとで幼保連携型認定こども園に移行した「越谷さくらの森」、「戸頭さくらの森」、「みさとさくらの森」の3園は、様々な家庭の状況に応じた「保育」と「教育」のいずれもが利用可能な、「認定こども園」本来の機能をいかに果たしていくことができるかが大きな課題となっております。

そのために、制度施行元年にあたる2015年度（平成27年度）の収支状況を注視していくと同時に、必要な施策を随時図っていく必要があります。

一方、幼保連携型認定こども園又は新制度における幼稚園に移行せず、当面現行制度のもとで運営を継続していくことになった吉川幼稚園、霞ヶ関幼稚園、柏ひがし幼稚園の3園については、「平成27年度事業計画書」（平成27年3月30日開催の理事会・評議員会で承認）の中で定めた4つの基本方針の一つでもある、「各

園の地域性を生かしつつ、各園独自の特色ある教育・保育方針に基づいた園児教育及び園児募集に注力していく」ことが求められます。

○ 平成27年度幼保連携型認定こども園の収支状況から見た移行計画の検証

2015年度（平成27年度）幼保連携型認定こども園の決算における前年度との収入と収支の比較を試みました。

前年度との収入を比較して見ると、比較対象を同一基準に合わせると、100,353,819円収入増となりました。

前年度との収支を比較して見ると、幼保連携型認定こども園越谷さくらの森では、前年度に比べて、4,220,858円収支が改善しました。

幼保連携型認定こども園みさとさくらの森では、前年度に比べて、7,849,952円収支が改善しました。

幼保連携型認定こども園戸頭さくらの森では、前年度に比べて、34,187,253円収支が改善しました。

すなわち、幼保連携型認定こども園は、新制度に移行したところ、それぞれの収支改善の要因があるものの、前年度に比して収支が改善した結果、上記財政基盤の確立のところで記したように、施設・設備に要した資金を段階的に回収することができました。

以 上

2 財 務 の 概 要

(1) 決 算 概 要

I はじめに

学校法人会計は、学校を運営し、その目的である教育・研究活動を遂行することにありますので、計算書類によって財務の面から、教育・研究活動等が円滑に実施されたのか否かを把握・判断することができます。

教育・研究活動を行うためには、一定の経営資源（施設設備、人員、資金）が必要であり、これらを整備するための資金や保有した財産を管理していかなければなりません。

また、教育・研究活動を安全的、継続的に行うためには、財務状況を正確に把握し、社会環境の変化に対応した健全な経営を行うとともに、併せて将来の教育事業発展のために計画を立案していくことが求められます。

そのため学校法人会計基準という一定のルールのもとに財務状況を把握するための計算書類等を作成するものであります。

したがって、学校法人会計には、限られた財源をもって教育研究効果を最大限のものとし、かつ永続性をめざすという基本的な考えがあり、作成する書類も企業会計とは異なって、円滑な資金の流れを重視しております。

学校法人会計基準に定められている計算書類は、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」及び「貸借対照表」の3つの計算書類とそれぞれの附属書類及び明細表を作成することが義務付けられています（平成28年度以降は新学校法人会計基準による）。

さらに、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」における学校法人立の幼稚園、認定こども園に係る会計処理（学校法人会計基準における取扱い）について、「内閣府刊：自治体向けFAQ【第12版】」によると、新制度における幼保連携型認定こども園は、教育・保育施設（支援法第7条第4項）として教育・保育を一体的に提供していることから、学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、基本的に管理経費に該当する経費（昭和46年11月27日付け雑管大118号「教育研究経費と管理経費の区分について（報告）」について（通知））を除き、教育研究経費として取り扱うこととなっております。

2015年度（平成27年度）の決算報告に際して、本学園が行なっている教育事業の機能と質・中身の保証を永続的に確保するためには、持続的かつ安定した財政基盤の確立が最大の課題であります。

そのなかでも安定した学生生徒等納付金収入を得ることが基本ではありますが、しながら少子化や経済情勢等の影響を受けて、私立学校を取り巻く環境は、一層厳しさを増すという最近の状況のなかで学納金以外の収入確保の難しさと、限られた収入の範囲内において、教育・研究経費を含めた支出・経費を賄うかが大きな課題であり

ます。

本学園では、すでに平成14年度から「事業報告書」を作成し、決算の概要を示し、各種統計資料も作成するなど、財務情報の開示に努めており、各年度の財政上の問題点を提起しております。

このことは、外部の利害関係人への情報提供（財務情報が開示）とともに、学校法人が公共性の高い法人として社会から一層求められている説明責任を果たし、教職員へ適正な情報を開示することも念頭に置いたものであります。

したがって、平成27年度決算書に記載された数値は、平成27年度における本学園の教育・研究活動を表したものであり、これまでの教育・研究活動を検証し、事業継続との調整を踏まえつつ、これからの法人運営の手がかりとすべきであり、その意味で、数値を絶対的なものであると理解することは得策ではありません。

II 平成27年度決算のポイント

収入の部では、学生生徒等納付金が、前年度比3,735万9千円減少しましたが、帰属収入は、6,809万7千円増加の12億3,489万5千円となりました。

一方、消費支出は、前年度比7,524万1千円増加の11億9,607万8千円となりました。

その結果、帰属収支差額（帰属収入－消費支出）は、3,881万7千円の収入超過（黒字）となり、前年度4,595万9千円の収入超過から黒字幅は縮小したものの、6年連続で収入超過（黒字）を確保しました。

もっとも、全体の収入（帰属収入）の41.1パーセントを占める学生生徒等納付金収入が減少傾向にあることは本学園にとって大きな懸念材料であります。

消費収支差額（帰属収支差額－基本金）については、補助金交付対象事業等における施設・設備の環境の充実を図ったことにより1,753万1千円を基本金に組み入れ、2,128万6千円の当年度消費収入超過額となりました。

この結果、翌年度繰越消費支出超過額は前年度から6,003万4千円減少し、12億6,325万2千円となりました。

実際の資金の流れを重視する日本私立学校振興・共済事業団の「資金収支・キャッシュフロー関連表」に基づく経営判断指標によれば、判定が2年連続の「A3」（黒字幅が薄く、施設設備の拡充や借入金返済の財源が十分に生み出せない状態）を示し、今後の法人全体の収支状況を注視する必要があると思われま。

現状の施設・設備を維持（施設・設備の必要な更新も含めて）しながら健全な法人運営を継続するとともに、将来に向けての中・長期計画を展開するためには、消費収支が不均衡でありますと累積赤字を招きその必要な資金が将来不足するおそれがあり、財務状態を正しく捉えるとともに一層の収支の改善が強く求められるところであります。

Ⅲ 消費収支の内訳（「平成27年度消費収支決算総括表」参照）

1 消費収入について

- (1) 学生生徒等納付金は、学生生徒等から徴収した入学・入園金、授業料、保育料、施設設備資金、その他の納付金、入園受入準備費、教育充実費の収入であります。
- 今年度から、子ども・子育て支援新制度の開始とともに、みさと団地保育園の開園もあり、認定こども園（越谷さくらの森、みさとさくらの森、戸頭さくらの森）に係る会計処理（学校法人会計基準における取扱い）に伴う勘定科目の変更により、新たに「基本保育料」（従来の授業料等と保育所収入を合算）として、収入を計上することとなり、3,070万9千円減額となりました。
- しかしながら、幼稚園においては、新入園児が前年度比30名減少し、総園児数は前年度比2名減少した一方、専門学校においては、2校の総生徒数は前年度比22名減少しており、学生生徒等納付金は、前年度比3,735万9千円減少した結果、5億699万5千円となりました。
- (2) 手数料は、入学検定料、入園手数料、試験料及び各種証明手数料の収入であります。
- 認定こども園における2号認定子ども（満3歳以上で、保護者の就労等により保育を必要とする子ども）は、各市町村を經由して入園等の手続きが行われ、昨年度に比して、2号認定子どもが増加したために入園手数料収入が減少しました。
- さらに越谷保育専門学校の受験者数減少に伴う入学検定料の減少及び吉川福祉専門学校（東洋医療福祉専門学校を校名変更）の生徒数の減少などから、手数料合計では前年度比69万4千円減少し、380万5千円となりました。
- (3) 補助金は、国庫補助金、地方公共団体補助金及び施設型給付費収入（「公定価格」－「利用者負担額（基本保育料）」）によって構成される収入であります。
- 上記(1)と同様に、今年度から、子ども・子育て支援新制度の開始とともに、みさと団地保育園の開園もあり、三郷市からの運営改善費補助金等の増加、さらに、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図るために制度化された子ども・子育て支援教育・保育給付費による施設型給付費等に係る処遇改善等加算（以下「処遇改善等加算」という。）、国家公務員の人事院勧告に伴う子どものための教育・保育給付費等の対応及び増額分（以下「人事院勧告等」という。）が増加した結果、前年度比7,150万2千円増加し、4億7,452万6千円となりました。
- (4) 資産運用収入は、受取利息配当金と施設設備利用料収入の合計額で、前年度比8万1千円増加の1,040万4千円となりました。
- (5) 事業収入は、補助活動（幼稚園においては、給食、用品代、園バス等。専門学校においては、吉川福祉専門学校における介護技術講習会などの受講料等）及び受託事業による収入であります。
- 前年度比4,845万円増加の2億1,384万9千円となりました。収入増加の主な要因は、吉川福祉専門学校及び越谷保育専門学校における埼玉県からの

委託訓練生の受入れによる受託事業の収入と給食費収入における会計処理の再度検討に伴う勘定科目の見直した結果、平成27年度以降「給食費収入」に整理したことにより増加となりました。

- (6) 雑収入は、退職金財団交付金（退職した教職員への財団からの交付金）とその他の雑収入の合計で、前年度比1,350万5千円減少し、2,444万5千円となりました。

収入減少の主な要因は、退職金財団からの交付金（平成27年3月末の退職者に比して、平成28年3月末退職者分の減額要因）が前年度比774万4千円減少したことによります。

2 消費支出について

- (1) 人件費は、教員人件費、職員人件費、役員報酬及び退職金の支出であります。前年度比7,224万8千円増加し、7億5,804万6千円となりました。主な増加要因は、平成27年4月新たな事業展開を受けて、みさと団地保育園の開園に伴う保育士等の新規教職員採用者の増加及び認定こども園に係る教職員への処遇改善等加算の手当を支給し、人事院勧告等を加算したこと、さらに教職員の人員増加による所定福利費の増額も増加要因であります。

帰属収入に対する人件費の割合を示す人件費比率は、前年度比2.6ポイント上昇し、61.4パーセントとなりました。人件費は消費支出においてその占める比重が大きく、消費支出の増加を招きやすくなります。

- (2) 教育研究経費は、学校法人の教育・研究等の事業活動に要する支出で、前年度比7,362万5千円増加し、3億6,968万4千円となりました。

主な増加要因は、平成27年度から新たに計上されたみさと団地保育園（保育園部門）に係る教育研究経費支出が増加したこと。また、内閣府刊「自治体向けFAQ【第12版】」により学校法人会計基準における会計処理の取扱いが変更となり、城の上保育園及び戸頭さくら保育園に係る経費を教育研究経費として計上したことによりあります。

さらに、給食費支出における会計処理の再度検討に伴う勘定科目変更により、「給食費支出」に整理したことによりあります。

- (3) 管理経費は、学校法人（本部）の業務や教育研究活動以外に使用する施設、設備の修繕、維持、保全に要する経費等の支出であります。

前年度比4,957万7千円減少し、6,592万1千円となりました。主な減少要因となったのは、上記(2)のとおり、学校法人会計基準における会計処理の取扱いが変更したことによるものであります。

- (4) 借入金等利息は、株式会社埼玉りそな銀行からの借入金に対する利息であります。

平成27年度借入分の返済は順調に進み、借入金利息は前年度比30万5千円減少し、140万7千円となりました。

- (5) 徴収不能額は、学生生徒等納付金が回収できなくなった場合に計上するもの

で、前年度比20万円増加の102万円となりました。越谷保育専門学校において、平成25年度、平成26年度入学生2名に係る授業料等未納分が回収不能と判断したことによる徴収不能分であります。

IV 資金収支決算の概要（「平成27年度資金収支決算総括表」参照）

教育研究の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を明らかにし、支払資金の収入及び支出の顛末を明らかにする資金収支決算書では、収入（支出）の部の総額が19億34万3千円であり、前年度比2億3,965万5千円減少しております。

消費収支計算書と重複するものについては説明を省略し、資金収支計算書特有の勘定科目について概略を説明します。

1 資金収入について

- (1) 前受金収入は、平成28年度新入学生（新入園生）の入学金（入園金）、授業料及び施設設備資金などの合計額で、前年度比1,040万3千円減少し、9,433万4千円となりました。越谷保育専門学校及び吉川福祉専門学校の生徒数の減少並びに吉川幼稚園、みさと団地幼稚園及び戸頭幼稚園を除く各幼稚園の新入園児の減少が主な要因であります。
- (2) 前年度繰越支払資金は、平成27年3月31日現在の「現金預金」を示し、前年度比1億7,622万2千円増加し、5億5,335万6千円でありました。

2 資金支出について

- (1) 借入金返済支出は、株式会社埼玉りそな銀行からの借入金に対する返済額であります。前年度比670万4千円減少し、1,000万8千円となりました。
- (2) 施設関係支出は、施設の充実と教育環境整備に係る支出であります。前年度比2億7,357万7千円減少し、1,254万円となりました。施設関係支出の内訳は、各施設における建物支出及び構築物支出であります。
- (3) 設備関係支出は、教育研究用機器備品や図書等を購入するための支出で、前年度比291万5千円減少し、920万円となりました。設備関係支出の内訳は、教育研究用機器備品支出1,614万8千円、その他の機器備品支出▲1,117万9千円、図書支出93万7千円、車両支出329万4千円であります。
その他の機器備品支出の▲（一）表記は、子ども・子育て支援新制度開始とともに、認定こども園に係る勘定科目を整理した結果、「教育研究用機器備品支出」に振り替えたことが、その要因であります。
- (4) 次年度繰越支払資金は、平成28年3月31日現在の「現金預金」を示し、前年度繰越支払資金5億5,335万6千円に、資金収入合計13億4,698万7千円を加算し、資金支出合計14億8,103万8千円を減算した結果、前年

度末比1億3,405万1千円減少し、4億1,930万5千円となりました。

V 貸借対照表の概要

貸借対照表は、学校法人の財政状態を明らかにするために、学校法人が一定時点（平成28年3月31日現在）に保有するすべての資産、負債、基本金及び消費収支差額を適当な区分、配列の基準並びに適当な評価基準にしたがって記載した一覧表であります。

いわば、平成28年3月31日現在の本学園の財産（ストック）の分布図であります。本学園の財産（ストック）明細は、財産目録によって明示されております。

1 固定資産について

固定資産は、有形固定資産とその他の固定資産によって構成されております。

(1) 有形固定資産について

有形固定資産は、学校法人が教育事業を展開するうえで重要となる基本財産を構成するものであり、土地、建物、構築物、教育研究用機器備品、その他の機器備品、図書及び車輛であります。

土地、建物、構築物、教育研究用機器備品、その他の機器備品、図書及び車両については、合計6,559万1千円減少し、合計35億5,005万7千円となりました。その主な減少要因は、吉川福祉専門学校の学内移転により資産を除却したものであります。

(2) その他の固定資産について

前年度比1億6,753万5千円増加し、合計2億6,162万5千円となりました。その主な増加要因は、新たな事業展開時の資金需要を見込んで、2017年（平成29年）6月までの期間における資産運用を図るために、地方債（公債）を購入した金額であります。

2 流動資産について

流動資産は、現金預金、未収入金、貯蔵品、前払金によって構成されております。前年度比9,156万9千円減少し、5億2,278万5千円となりました。

3 固定負債・流動負債について

(1) 固定負債は、長期借入金、退職給与引当金、長期未払金によって構成されております。前年度比1,241万9千円減少し、1億4,010万1千円でした。

(2) 流動負債は、短期借入金、未払金、前受金、預り金及び仮受金によって構成されております。前年度比1,602万3千円減少し、1億6,191万1千円で

した。

(3) 借入金の残高について

株式会社埼玉りそな銀行からの借入金（平成26年3月実行の1億円融資）は、財産目録にも記載しておりますが、平成28年3月31日現在の借入金の残高は、7,998万4千円であります。

その内訳は、長期借入金6,997万6千円と短期借入金（返済期限が1年以内の長期借入金）1,000万8千円（1口分）となっております。

4 基本金について

基本金とは、学校法人会計特有の勘定科目であります。

本学園が目的とする教育事業（幼稚園・認定こども園及び専門学校の運営）を継続的に行ううえで、必要な資産（園地・校地、園舎・校舎、機器など）を取得するために、帰属収入から基本金（自己資金で取得した資産の価額に相当する額）として控除した金額であります。

では何故、帰属収入から基本金への組入れという操作が行われるのかというと、学校法人が継続的維持のために必要不可欠となる資産の源泉収入を消費支出（人件費、教育研究経費及び管理経費など）に充てるべきではないという学校法人会計の基本的な考え方によるものであります。

基本金総額は、前年度比2,121万7千円減少し、52億9,570万7千円となりました。

上記「資金収支予算書」に明示する合計金額2,216万5千円から構築物他除却高との相殺額463万4千円を1,753万1千円が実際の基本金組入額となります。

5 純資産及び翌年度繰越消費収支差額について

資産総額から負債総額を控除した純資産額は、前年度比3,881万6千円増加し、40億3,245万5千円であります。

また、翌年度繰越消費収支差額は、支出超過額が前年度比6,003万円3千円減少し、12億6,325万2千円であります。

以 上